

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年5月19日

【事業年度】 第75期(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

【会社名】 株式会社N a I T O

【英訳名】 Naito & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂 井 俊 司

【本店の所在の場所】 東京都北区昭和町二丁目1番11号
(上記は登記上の本店所在地であり、令和5年11月6日に本社建替
えのため一時移転し、以下「最寄りの連絡場所」にて業務を行って
おります。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 伊 藤 潤

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野五丁目1番5号 日新上野ビル3階

【電話番号】 (03)6802-8136

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 伊 藤 潤

【縦覧に供する場所】 株式会社N a I T O関西営業部
(東大阪市横枕西11番31号)
株式会社N a I T O中部営業部
(名古屋市瑞穂区塩入町1番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	令和4年2月	令和5年2月	令和6年2月	令和7年2月	令和8年2月
売上高 (百万円)	43,622	44,457	44,064	43,555	43,518
経常利益 (百万円)	668	932	552	502	453
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	448	732	345	314	284
包括利益 (百万円)	452	605	381	303	446
純資産額 (百万円)	12,222	12,663	12,826	12,911	13,138
総資産額 (百万円)	17,174	17,187	17,779	17,226	17,586
1株当たり純資産額 (円)	223.19	231.25	234.22	235.77	239.93
1株当たり当期純利益 (円)	8.19	13.38	6.31	5.74	5.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.2	73.7	72.1	74.9	74.7
自己資本利益率 (%)	3.7	5.9	2.7	2.4	2.2
株価収益率 (倍)	20.8	11.2	21.7	21.8	27.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	92	442	101	1,158	462
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	238	72	452	158	290
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	141	518	300	1,022	190
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	176	174	125	101	82
従業員数 (名)	336	333	330	319	309
〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	〔68〕	〔65〕	〔49〕	〔47〕	〔50〕

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
- 3 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を第75期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、令和4年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号令和4年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	令和4年2月	令和5年2月	令和6年2月	令和7年2月	令和8年2月
売上高 (百万円)	43,442	44,222	43,862	43,409	43,357
経常利益 (百万円)	646	901	553	521	460
当期純利益 (百万円)	428	705	347	332	291
資本金 (百万円)	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291
発行済株式総数 (株)	54,789,510	54,789,510	54,789,510	54,789,510	54,789,510
純資産額 (百万円)	12,101	12,557	12,687	12,796	12,902
総資産額 (百万円)	17,041	17,076	17,631	17,096	17,310
1株当たり純資産額 (円)	220.98	229.31	231.69	233.68	235.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	3.00 (-)	4.00 (-)	4.00 (-)	4.00 (-)	4.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	7.83	12.89	6.35	6.06	5.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.0	73.5	72.0	74.8	74.5
自己資本利益率 (%)	3.6	5.7	2.8	2.6	2.3
株価収益率 (倍)	21.7	11.6	21.6	20.6	27.1
配当性向 (%)	38.3	31.0	63.0	66.0	75.2
従業員数 (名)	325	320	316	307	297
[ほか、平均臨時雇用者数]	[68]	[65]	[49]	[47]	[50]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	106.8 (103.4)	96.9 (112.2)	91.4 (154.4)	86.4 (158.4)	100.6 (238.4)
最高株価 (円)	204	185	151	150	148
最低株価 (円)	159	148	137	122	112

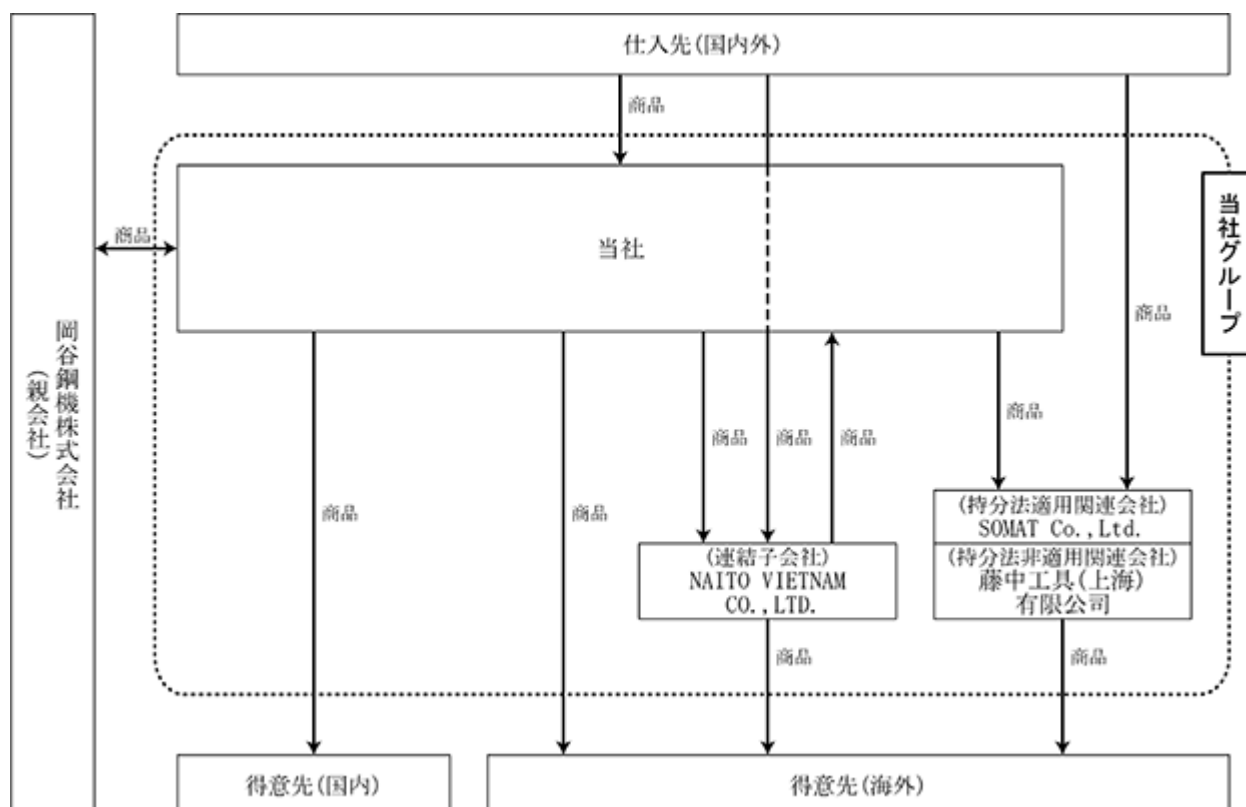
- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
- 3 最高株価及び最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、令和4年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 4 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を第75期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、令和4年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和28年1月	東京都荒川区に(株)内藤商店を設立(資本金150万円)。機械工具卸を目的とする。
昭和34年12月	東京都北区田端町(現、北区東田端)に本店を移転。
昭和35年7月	大阪出張所を開設。
昭和36年9月	名古屋出張所を開設。
昭和39年1月	商号を(株)内藤に変更。
昭和49年9月	東京都北区昭和町に本社を移転。
平成2年2月	得意先との情報ネットワーク化の全国展開を開始。
平成2年4月	関西地区の物流の拠点として関西在庫センターを開設。
平成11年12月	当社株式を日本証券業協会に店頭登録。
平成13年11月	ISO14001認証取得(本社)。
平成16年3月	第三者割当増資を実施し、これを引き受けた岡谷鋼機(株)は関係会社となる。
平成16年3月	ISO14001認証エリア拡大(名古屋支店)。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、(株)ジャスダック証券取引所(現 東京証券取引所スタンダード市場)に株式を上場。
平成17年3月	岡谷鋼機(株)が新株予約権を行使したことにより同社が親会社となる。
平成18年9月	海外展開として、岡谷鋼機(株)とともにタイに現地法人SIAM OKAYA MACHINE & TOOL Co.,Ltd.(現持分法適用関連会社、平成26年3月3日付でSOMAT Co.,Ltd.に社名変更)を設立。
平成20年7月	商号を(株)N a I T Oに変更。
平成21年2月	ISO14001認証エリア拡大(大阪支店)。
平成23年6月	第二回優先株式全株の取得及び消却。
平成24年4月	NAITO VIETNAM CO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成25年9月	普通株式1株につき10株の割合をもって分割し、単元株式数を10株から100株に変更。
平成25年12月	残存する第一回優先株式の取得及び消却。
平成26年3月	埼玉県桶川市に埼玉支店(旧 北東京支店)を開設。
平成26年4月	栃木県宇都宮市に宇都宮事務所を開設。
平成26年5月	長野県岡谷市に岡谷事務所を開設。
平成27年3月	福島県郡山市に郡山事務所、山形県山形市に山形事務所を開設。
平成27年7月	福岡県北九州市に北九州事務所を開設。
平成28年5月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
平成30年1月	北東北支店を岩手県北上市から盛岡市に移転。
平成31年2月	神戸支店を兵庫県神戸市から明石市に移転。
令和2年3月	三重県四日市市に四日市事務所を開設。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQ(スタンダード)からスタンダード市場へ移行。
令和5年2月	東京都大田区に京浜事務所を開設。
令和5年3月	中部物流センターを愛知県名古屋市瑞穂区から中川区に移転。
令和5年7月	北関東支店を群馬県太田市から同市内に移転。
令和5年8月	東日本物流センターを東京都北区から群馬県太田市に移転。
令和5年11月	本社(管理部門)を東京都北区から台東区に一時移転。
令和6年1月	本社(営業部門)を東京都北区から荒川区に一時移転。
令和6年3月	岐阜県羽島郡岐南町に岐阜事務所を開設。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社であるNAITO VIETNAM CO.,LTD.、関連会社であるSOMAT Co.,Ltd.及び藤中工具（上海）有限公司の計4社で構成されており、切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売を主な内容とし、これらを単一のセグメントとしております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	当社に対する議決権の所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 岡谷鋼機株式会社	愛知県 名古屋市 中区	9,128百万円	鉄鋼・機械、 情報・電機、 産業資材、 生活産業の 売買・製造等	45.65	役員兼任有、 物流センターの賃 借、 商品の売買

(注) 岡谷鋼機株式会社は有価証券報告書を提出しております。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) NAITO VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム国 ホーチミン市	50万米ドル	機械・切削工具・ 測定工具・作業工 具等の在庫販売及 び配送	100.00	役員兼任有、 当社からの出向者 有、 商品の売買

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) SOMAT Co.,Ltd.	タイ国 バンコク市	2千万バーツ	機械・切削工具・ 測定工具・作業工 具等の在庫販売及 び配送	44.00	役員兼任有、 当社からの出向者 有、 商品の販売

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和8年2月28日現在

	従業員数(名)
合計	309(50)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
- 2 従業員数欄の()は、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- 3 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別には記載していません。

(2) 提出会社の状況

令和8年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
297(50)	44.7	19.9	5,819

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数です。
- 2 従業員数欄の()は、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社は単一セグメントであるため、セグメント別には記載していません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

令和8年2月28日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	66.7	68.8	67.4	59.8

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(4) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、創業以来の歴史と現在及び将来を見据え、経営における基本的な価値観を醸成し持続的な発展を図る礎として、次の経営理念に基づき経営を行っております。

「私たちは、国内外の事業パートナーに『最適な商品、最高のサービス』を提供し、製造業の技術革新を通して産業全体の発展に寄与します。」

この経営理念の達成に向けて、自らが変化し続けることで「専門力会社 NaITO」として存在感を高め、すべてのステークホルダーに貢献してまいります。

(2) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、全体として緩やかな回復基調が続いたものの、米国の通商政策の動向が自動車産業を中心に影響を及ぼしたほか、物価上昇に伴うコスト負担の増加などにより、先行き不透明な状況が続きました。今後につきましても、物価高や人手不足に加え、米国政府の政策動向や中東情勢の緊張に伴う原油価格の変動など、事業環境に影響を及ぼす不確定要因が存在しており、引き続き予断を許さない状況が続くものと認識しております。

このような状況のもと、当社グループは、令和8年度より「中期経営計画 共創ビジョン2030」（令和8年3月1日～令和13年2月28日）をスタートしました。この5ヵ年においては、「創る」「繋げる」「結ぶ」「広げる」を実践することで、時代に応じたビジネススタイルに変化し、ものづくりと社会に貢献する企業を目指していきます。

〔期間〕令和8年3月～令和13年2月（5ヵ年）

〔タイトル〕共創ビジョン2030 ～創る・繋げる・結ぶ・広げる未来～

「創」： 気づきから創造へ

従来の“販売”からユーザー起点の“価値提供”へと進化させ、新たな価値を「創造」する。

「繋」： 事業パートナーを繋ぐ

社内外のネットワーク機能を強化し、多様なパートナーとの共創を通じて、事業パートナーをより密接に繋ぐ。

「結」： 結果を出す

信頼と人財を結び、事業成果としての収益確保と成長に結びつける。

「広」： ビジネスを広げる

既存の枠組みを超えて、成長分野・新市場への展開を進め、新しい領域・価値にビジネスを広げる。

〔重点課題〕 流れ品

在庫・システムを基盤とした、従来型商流に依存しない販売拡大を実現する収益モデルの構築

スポット品

価格競争からの脱却を図るため、“狙って獲る”営業スタイルへの進化

海外事業

海外事業を「収益貢献型海外事業」へ再定義し、

安定的な利益創出が可能な事業基盤の構築

新規事業

既存の卸モデルに拘らないビジネスモデルの構築

〔目標とする経営指標〕

当社は、令和12年度を最終年度とする数値目標として、以下の経営指標の達成を目指しております。

・売上高 500億円

・経常利益 10億円

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社は、環境保全が重要な経営課題のひとつであることを認識し、「社会的な存在価値を高めながら成長し続ける企業」として、人と社会にやさしい環境の創造を目指します。

ガバナンス

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、内部統制の徹底及びリスク管理の強化に努めております。当社のサステナビリティ全般に関するガバナンスについては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

リスク管理

当社は、「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに対して的確な管理・実践ができる体制を整備しております。当社のサステナビリティ全般に関するリスク管理については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 気候変動についての取組

当社は、気候変動に対する企業の社会的責任として、Scope1・2の算定に取組とともに温室効果ガス排出量削減を目指してまいります。なお、当該指標を用いた目標については、現時点において定めていないため記載をしておりますが、今後検討を重ねてまいります。

(単位：ton-CO2)

指標	当事業年度実績
Scope 1	345
Scope 2	379
合計 (Scope 1 + Scope 2)	724

(3) 人的資本についての取組

戦略

当社は、社員を「最も重要な財産」と位置付け、経営理念・経営ビジョンの実現に向けて、それぞれの能力や可能性を自律的かつ最大限に伸ばすための人事基本方針を掲げております。

「人財育成方針」

・人事運営の基本精神

当社は、社員の成長が会社の成長を支え、それによってやり甲斐が向上し、報酬も高まっていくと考えます。こうした考え方の下、社員の働き甲斐を重視した、公平・公正で分かりやすく透明度の高い人事運営を行ってまいります。

・人財育成の重視

企業が持続的に成長を図っていくためには、社員が常に個々のノウハウ・スキルを高めていく必要があります。当社は、現場での経験や教育研修等を通じて人財育成を図るため、社員それぞれの意欲と能力にあわせて、十分な経験と挑戦の機会を用意します。

「社内環境整備方針」

・人事基盤の整備

当社は、社員が安心して成果創出と能力向上に取り組めるよう、勤務体制、処遇、福利厚生などの人事基盤を整備します。

・適材適所と機動的な人事

当社は、事業運営を最適に行うため、年齢・性別・学歴等にとらわれず、適切な人財を配置していきます。そして、経営環境にあわせて、異動や人員数の見直しを柔軟かつ機動的に実施していきます。

・チームワークによる組織力発揮

当社は、個人プレーではなく、チームワークによる組織力の発揮を重視していきます。そのために、自部署のみならず他部署とも関連にコミュニケーションが取れる風通しの良い組織風土を創ります。そして、組織力を高めるために、管理職がマネジメント能力とリーダーシップを発揮しなければなりません。

・貢献に対する報酬

当社の報酬は、年齢や勤続年数などに対して支払われるものではなく、社員の会社への貢献に対して支払われるものと位置づけます。会社への貢献とは、社員が、求められた役割と責任を深く認識し、持てる力を十分に発揮して、当社の繁栄に寄与することです。

指標及び目標

当社は、「中期経営計画 共創ビジョン2030」の実行にあたり、「次世代の経営体制の確立」および「組織としての価値創造力強化」を重要な経営課題と位置付け、人財育成および社内環境整備に関する指標を設定しております。

これらの指標は、人的施策そのものの進捗管理を目的とするものではなく、当社グループが持続的に価値創造を行うための組織能力の向上状況を把握する観点から設定しております。

共創ビジョン2030の観点	指標（組織能力）	中長期的に目指す姿（2030年度）
創る（価値創造）	ユーザー起点で課題を構想できる人財の育成	単なる製品提案にとどまらず、課題解決型の価値提案を主導できる人財層の形成
繋げる（共創）	社内外の関係者と共創を進められる組織体制の構築	海外事業を含め、パートナーとの共創を安定的に推進できる体制の確立
結ぶ（成果創出）	組織として成果を出すマネジメント力の強化	経営・事業運営を担う人財が段階的に育成され、持続的な経営体制を構築
広げる（展開）	新市場・新領域に挑戦できる柔軟な人財配置・組織運営	成長分野・新市場への展開を支える機動的な組織運営の実現

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社が判断したものです。

(1) 事業環境変動によるリスク

当社の主要販売商品群である切削工具・計測・産業機器・工作機械等は、自動車産業と密接な繋がりがあり、当社の業績は同業界の生産活動及び設備投資等の動向により強く影響を受けております。従って、今後同業界の事業活動において予期し得ない景気変動が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、経営者が高齢化している得意先が増加するなか、後継者不在に伴う廃業・倒産により得意先が減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金利変動によるリスク

借入金により調達した事業資金の金利は、短期金融市場の大きな変動により支払利息等が増減し当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 取引先与信のリスク

当社は、与信管理の徹底を図り万全を期しておりますが、今後の景気動向等によっては想定を超える取引先の信用状態の悪化等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 商品市況の変動によるリスク

当社は、お客様の多様な商品ニーズに対する即納体制確立のため、特に切削工具について多品種の在庫を有しております。商品市況の変化によっては過剰在庫を抱える可能性があり、キャッシュ・フローの滞りや商品評価損の計上により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、物価高騰による商品仕入れ価格の値上げや運送費等の経費増加分について、販売価格への転嫁など適宜な対応が出来なかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 災害・事故等によるリスク

地震等の自然災害、火災・事故や感染症の流行などにより、当社及び取引先の営業・物流拠点や従業員が被害・行動制限を受け、事業活動に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティに関するリスク

当社は、情報セキュリティの重要性を認識し、企業価値を高めて社会から揺るぎない信頼を得るため、情報資産の有効な活用とその適切な保護・管理を情報セキュリティ基本方針として定め、規程やインフラを整備するとともに親会社とも連携を取りながら全社で推進しております。しかしながら、サイバー攻撃や予期しないシステム障害等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 少子高齢化によるリスク

当社は、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少等により人財の確保と育成に支障をきたした場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績及び財政状態の状況

a. 経営成績

当連結会計年度（令和7年3月1日～令和8年2月28日）における当社を取り巻く経済環境は、全体として緩やかな回復基調が続いたものの、米国の通商政策の動向が自動車産業を中心に影響を及ぼしたほか、物価上昇に伴うコスト負担の増加もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画 Achieve2025（令和3年3月1日～令和8年2月28日）」の最終年度として重点施策の着実な実行に努めました。3月には執行体制を4本部制に再編し、DX商材や自動化を含む設備の提案や、産業構造の変化に対しては伸長が見込める計測機器の拡販に取り組みました。加えて、在庫の品揃えの充実と販路拡大、昨年度に導入した営業支援システムの利活用を推進しました。10月には国内最大級の工作機械見本市「メカトロテックジャパン2025」に出展し、「新しいものづくりの体験～CX」をテーマに最新技術とソリューションを通じて製造現場の課題解決と新たな価値創出につながるご提案を行いました。さらに、昨年度に開設したNAITOテクニカルセンターでは、計測展・切削展・物流展などを定期的に開催しました。海外拠点では、連結子会社であるNAITO VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム）がホーチミン及びハノイ地区において、計測機器や自動化・省人化設備の販売、現地パートナーとの協業を通じた営業活動を推進しました。一方、持分法適用関連会社であるSOMAT Co.,Ltd.（タイ）は、バンコク、ラヨン及びプラチンプリ地区において、自動車産業の低調な推移が続く中、非自動車分野への展開を含め、切削工具や計測機器、環境改善商材の提案強化に努めました。

取扱商品分類別の取組状況等は、以下のとおりです。

（切削工具）

主力取扱商品である切削工具につきましては、主力メーカーの販促企画や各種キャンペーンの着実な実行に加え、当社オリジナルブランド「Victoryエンドミル」の拡販、新規取扱メーカーとの取組強化を推進しました。

市況の不透明感から期初は低調に推移したものの、期末にかけては決算需要の取り込みや価格改定を見据えた需要もあり、NICE-NET利用・EDI連携推進による利便性向上、在庫拡充による品揃え強化などにより、売上高は223億11百万円（前年同期比3.5%増）となりました。

（計測）

計測につきましては、地域特性を踏まえた展示会・セミナーの実施や、測定工具・計測機器の拡販、検査・校正ビジネスの拡大に取り組みました。

一方で、設備投資に対する慎重姿勢が続くなか、測定工具の販売不振や計測機器の受注が足踏み傾向となり、売上高は39億26百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

（産業機器・工作機械等）

産業機器・工作機械等につきましては、工作機械等設備の販売に努めるとともに、新規取扱メーカーの拡充や当社独自の販促企画、省エネ・SDGsを意識した商材の販売強化に取り組みました。

スポット案件の引合は持ち直しの動きが見られたものの、受注には至らない案件も多く、売上高は172億80百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は435億18百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益は4億3百万円（同13.1%減）、経常利益は4億53百万円（同9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億84百万円（同9.5%減）となりました。

b. 財政状態

当連結会計年度末の資産、負債および純資産の状況は、以下のとおりです。

(資産)

資産は、175億86百万円と前連結会計年度から3億60百万円増加しました。これは、受取手形及び売掛金が8億1百万円減少したものの、電子記録債権が8億63百万円、棚卸資産が2億19百万円増加したことが主な要因です。

(負債)

負債は、44億48百万円と前連結会計年度から1億32百万円増加しました。これは、未払法人税等が65百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が2億75百万円増加したことが主な要因です。

(純資産)

純資産は、131億38百万円と前連結会計年度から2億27百万円増加しました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益2億84百万円の計上により利益剰余金が増加したことが主な要因です。なお、自己資本比率は74.7%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

棚卸資産の増加額2億19百万円の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益4億53百万円、仕入債務の増加額2億74百万円の増加要因により、4億62百万円の収入超過となりました(前年同期は11億58百万円の収入超過)。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出56百万円、無形固定資産の取得による支出2億41百万円により、2億90百万円の支出超過となりました(前年同期は1億58百万円の支出超過)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の増加額28百万円の増加要因があったものの、配当金の支払額2億19百万円の減少要因により、1億90百万円の支出超過となりました(前年同期は10億22百万円の支出超過)。

(現金及び現金同等物の増減)

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末から18百万円減少し、82百万円となりました(前連結会計年度末は1億1百万円)。

販売の状況

当連結会計年度における販売実績は以下のとおりです。

取扱商品分類	販売実績(百万円)	前年同期比(%)
切削工具	22,311	3.5
計 測	3,926	1.7
産業機器・工作機械等	17,280	4.0
合計	43,518	0.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、期末日における資産及び負債の残高、収益及び費用等に影響を与える仮定や見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる合理的見積りを行っておりますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合には、実際の結果がこれらの見積りと異なる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成にあたり用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のようなものがあると考えております。

a. 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、取引先の財務状況等が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

b. 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しますので、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され税金費用の追加計上が発生する可能性があります。

c. 棚卸資産の評価

当社グループは、棚卸資産の評価方法として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、最終仕入原価法を採用しております。しかし、市況や商品ライフサイクルの変化等に伴い、帳簿価額を切り下げる棚卸資産が増加した場合には、棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、棚卸資産の評価に係る重要な会計上の内容に関する情報については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の状況

売上高につきましては、主力取扱商品である切削工具が価格改定等を見据えた需要により前年同期を上回った一方、計測及び産業機器・工作機械等の売上高が前年同期を下回ったことから、435億18百万円となり、前年同期と比べ37百万円（前年同期比0.1%減）の減収となりました。

営業利益につきましては、システム保守費用等の物件費が増加したことから、4億3百万円となり、前年同期と比べ60百万円（前年同期比13.1%減）の減益となりました。

経常利益につきましては、営業利益が減少したものの、受取利息の増加や支払利息の減少などにより営業外損益が改善した結果、4億53百万円となり、前年同期と比べ49百万円（前年同期比9.8%減）の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、経常利益の減少により減益となったものの、法人税等の減少もあり、2億84百万円と前年同期と比べ29百万円（前年同期比9.5%減）の減益となりました。

b. 財政状態の状況

資産につきましては、主に在庫拡充に伴う棚卸資産の増加により、175億86百万円と前連結会計年度から3億60百万円増加しました。

負債につきましては、主に在庫拡充に伴う仕入債務の増加により、44億48百万円と前連結会計年度から1億32百万円増加しました。

純資産につきましては、主に営業活動等における利益の計上による増加要因により、131億38百万円と前連結会計年度から2億27百万円増加しました。なお、自己資本比率につきましては、74.7%と前連結会計年度から0.2ポイント減少しました。

c. キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に営業活動等における利益の計上により、4億62百万円の収入超過となりました（前年同期は11億58百万円の収入超過）。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に固定資産の取得等により、2億90百万円の支出超過となりました（前年同期は1億58百万円の支出超過）。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に金融機関からの短期借入返済等により、1億90百万円の支出超過となりました（前年同期は10億22百万円の支出超過）。

以上の結果、現金及び現金同等物は82百万円と前年同期と比べ18百万円の減少となりました。

d. 資本の財源及び資金の流動性について

当社は、事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金及び外部資金を効率的かつ有効に活用しております。

短期資金需要につきましては、営業活動により得られた資金のほか金融機関から借入を行い、長期資金需要につきましては、金融機関からの借入及びリース会社とのリース契約を行うことを基本としております。また、金融機関と当座貸越契約を締結することで流動性の確保にも努めております。

なお、当連結会計年度末における借入金を含む有利子負債の残高は1億円となりました。

e. 目標とする経営指標の達成状況等

当社グループは、「中期経営計画 Achieve2025」（令和3年3月1日～令和8年2月28日）の最終年度として、見直し後の最終年度目標である売上高450億円、経常利益5.6億円の達成を目指して経営を推進してまいりました。しかしながら、当連結会計年度の実績は、売上高435億円、経常利益4.5億円となり、これらの数値目標の達成には至りませんでした。

なお、当社グループは令和8年度より新たな中期経営計画「共創ビジョン2030」（令和8年3月1日～令和13年2月28日）をスタートしております。新中期経営計画の最終年度における目標とする経営指標は、売上高500億円、経常利益10億円としており、これらの達成に向け、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、収益基盤の強化および持続的成長の実現に取り組んでまいります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備等の投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

令和8年2月28日現在

事業所名 (所在地)	事業部門等 の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都台東区)	営業部門 管理部門	事務所	20	()	50	70	56
他(29拠点)	営業部門	事務所 倉庫	46	40 (664)	146	232	241

- (注) 1 本社及び29拠点は、賃借物件であります。なお、 は、賃借物件の造作費であります。
2 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。
3 従業員数には、臨時従業員を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	123,799,250
計	123,799,250

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和8年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年5月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,789,510	54,789,510	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数 100株
計	54,789,510	54,789,510	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月24日	76,493	54,789,510		2,291		2,285

(注) 平成25年12月24日開催の取締役会において、自己株式(第一回優先株式76,493株)を消却したことによる減少です。

(5) 【所有者別状況】

令和8年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	184	20	48	4,974	5,248	-
所有株式数(単元)	-	101	14,189	405,723	2,217	1,508	124,060	547,798	9,710
所有株式数の割合(%)	-	0.018	2.590	74.064	0.404	0.275	22.647	100.00	-

(注) 1 自己株式28,280株は、「個人その他」に282単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式(失念株式)が4単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和8年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岡谷鋼機株式会社	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番18号	25,000	45.65
株式会社タンガロイ	福島県いわき市好間工業団地11番1	2,824	5.15
ユニオンツール株式会社	東京都品川区南大井六丁目17番1号	2,820	5.15
NaITO取引先持株会	東京都北区昭和町二丁目1番11号	2,257	4.12
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	2,080	3.79
株式会社不二越	東京都港区東新橋一丁目9番2号	1,433	2.61
日東工器株式会社	東京都大田区仲池上二丁目9番4号	1,406	2.56
BIGDAISHOWA株式会社	大阪府東大阪市西石切町三丁目6番20号	1,405	2.56
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	1,012	1.84
SMC株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX15階	773	1.41
計	-	41,014	74.89

(注) 発行済株式総数に対する比率は、小数点第3位以下を切捨てして表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和8年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,751,600	547,516	
単元未満株式	普通株式 9,710		
発行済株式総数	54,789,510		
総株主の議決権		547,516	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式(失念株式)が400株(議決権の数4個)含まれております。

【自己株式等】

令和8年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社NaITO	東京都北区昭和町二丁目 1番11号	28,200		28,200	0.05
計	-	28,200		28,200	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	28,280		28,280	

(注) 当期間における保有自己株式には、令和8年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業体質の強化や将来の事業展開に備えて、内部留保の確保を図りつつ、株主の皆様方への利益還元を努めることを基本としながら、業績の推移と今後の経営環境等を勘案して決定する方針をとっております。

配当の回数については、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当につきましては「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めており、中間期の業績によって実施する方針をとっております。これら配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

当事業年度末の剰余金の配当に関しましては、1株当たり4円としております。

内部留保資金につきましては、堅固な財務体質による高い信用性の維持と企業体質の強化や将来の事業展開に備えることとしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和8年5月19日 定時株主総会	219	4.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、循環型社会と社会倫理を重視し、機械工具の商社として取引先・株主・社員・社会に利益をもたらすべく、会社の機能の総力を結集し企業価値向上に努めるとともに、企業としての社会的責任を自覚し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営の重要な課題と位置付けております。

その実現のため、社員一人ひとりの行動が、当社の信頼を生み出し持続的な成長をもたらす重要な要素と認識し、より高い倫理観に根ざした事業活動を行う企業風土の構築を目指し、これらを実現するためのインフラとして内部統制システムを位置付け、継続的に充実・強化を図ります。

企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び経営の活性化・効率化を図るために監査等委員会設置会社制度を採用しており、具体的には以下のとおりの企業統治体制としております。

a．取締役会

取締役会は原則月1回開催し、また必要の都度臨時取締役会を開催し重要事項の決定を行っております。取締役会は、取締役社長 坂井俊司を議長とし、取締役 徳田信幸、伊藤潤、原田啓介、舘裕史、加藤圭太、友松達詞の監査等委員以外の取締役7名、取締役 川津邦男、渡邊光誠、川島亜記の監査等委員である取締役3名、計10名で構成されております。渡邊光誠及び川島亜記は社外取締役であります。

なお、当社の監査等委員以外の取締役は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

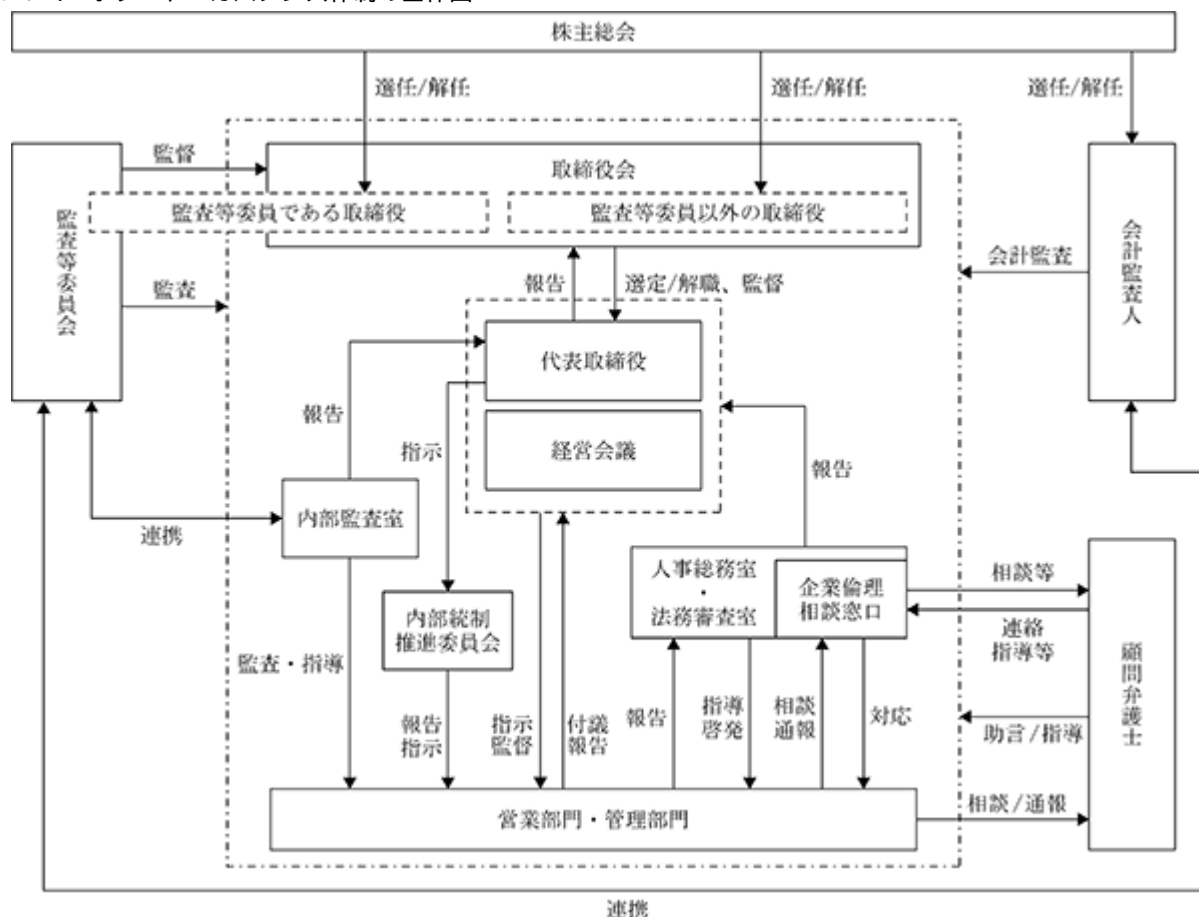
b．監査等委員会

監査等委員会は原則月1回開催し、また必要の都度臨時監査等委員会を開催し取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容等の決定を行っております。監査等委員会は、監査等委員である取締役 委員長 川津邦男、委員 渡邊光誠、川島亜記の3名で構成されております。渡邊光誠及び川島亜記は社外取締役であります。

c．経営会議

経営会議は、取締役の職務執行の効率化、意思決定の迅速化を目的として、原則月1回開催し、また必要の都度臨時経営会議を開催し経営上の重要事項の審議を行っております。経営会議は、坂井俊司を議長とし、取締役 徳田信幸、伊藤潤、原田啓介、舘裕史、川津邦男の常勤取締役6名に本部長2名を加えた計8名で構成されております。

d . コーポレート・ガバナンス体制の全体図



企業統治に関するその他の事項

a . 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月23日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を決議しております。また、令和7年5月20日開催の取締役会において一部変更の決議をしております。その決議の内容は以下のとおりです。

ア . 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、社員を含めた企業としての果たすべき役割を定めた企業行動憲章において関係法令・国際ルールの遵守をうたっており、その周知徹底を図っています。また社員に対しては、社員行動規程を定め、各人がこれを日常的に実践すること及び法令・社内諸規程等の遵守を継続的に啓発しています。
- (2) 法務審査室をコンプライアンス統括部署とし、法令・社内諸規程等の遵守体制の整備を図るとともに、教育・研修を通じて関係部署に対しコンプライアンスに関する啓発を行っています。
- (3) 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、取締役の職務執行について法令・定款及び監査等委員会規程に従い、監査等委員会が定める監査方針・業務分担等により監査を行っています。
- (4) 内部監査部門として、社長直轄組織である内部監査室を設置し、内部監査規程に従い監査を実施し、監査結果を社長に報告しています。
- (5) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部監査室が内部統制の評価を行い、評価結果を社長に報告しています。また、内部統制の整備・運用の全社的な推進・調整等を行う内部統制推進委員会を設置し、社長からの指示を受け継続的に改善等を行っています。
- (6) 企業行動憲章、法令、社内諸規程及びそのほかコンプライアンスに著しく反する行為の社内通報システムとして、人事総務室及び法務審査室内に企業倫理相談窓口を設置し通報に対応しています。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に永久保存し、10年間は備え置くものとしています。
- (2) その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査等委員会が必要に応じて閲覧できる体制としています。

ウ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに対して的確な管理・実践ができる体制を整備しています。
- (2) 法務審査室は、各部門と連携し企業をとりまく様々なリスクに対応する体制を整備しています。
- (3) 当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下のa～gのリスクを認識し、法務審査室においてその対応部署を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行っています。
 - a．事業環境変動によるリスク
 - b．金利変動によるリスク
 - c．取引先与信のリスク
 - d．商品市況の変動によるリスク
 - e．災害・事故等によるリスク
 - f．情報セキュリティに関するリスク
 - g．少子高齢化によるリスク
- (4) 対応部署は、必要に応じて規程・細則・マニュアルの新設・改廃や教育・啓発を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整えています。
- (5) 緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は取締役会・経営会議及び人事総務室及び法務審査室へ報告するとともに、対策を検討し実行します。

エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会については、法令・定款のほか取締役会規程に基づきその適切な運営を確保しています。
- (2) 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行っています。
- (3) 経営会議は、経営会議規程に基づき毎月1回開催することを原則とし、取締役会の管理統制のもと職務権限に基づき迅速な業務執行の具体策の決定を行っています。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続を明確にしています。

オ．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、親会社において定めている関係会社管理・運営規程に基づき、当社を管理主管する親会社の担当部署の統括・管理・支援・指導を受けています。
- (2) 当社及び子会社の経営に関する重要事項については、当社及び親会社の職務権限規程並びに親会社の関連諸規程に基づき、親会社への報告を行っています。
- (3) 定期的開催されるグループ会社社長会議等において、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図っています。また、監査体制として、当社監査等委員会監査の他、親会社の業務分掌規程に基づく同監査部による監査を受け、業務の適正化の確保・向上に努めています。
- (4) 当社及び子会社は、必要に応じて親会社の監査役による調査を受けています。

カ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会から要求があった場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を行います。
- (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課及び賞罰などについては、監査等委員会と事前に協議することとしています。

キ．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査等委員会に報告しています。
- (2) 下記の事象が発生した場合は、当社及び子会社の関係取締役及び当該部署責任者は監査等委員会へ報告します。

- a．当社及び当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実
- b．重大な不正行為
- c．法令・定款に違反する重大な事実
- d．企業倫理相談窓口の相談内容のうち重要と判断したもの

前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしています。

なお、当社及び子会社は、これらの報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう確保します。

ク．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会及び内部監査室は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っています。
- (2) 監査等委員会は監査結果等について直接社長に報告し、意見交換等を行っています。
- (3) 監査等委員会が、必要に応じて公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他の監査等委員会の職務の執行に伴い生ずる費用は当社が負担します。

ケ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 当社は、企業行動憲章の定めのとおり、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会生活の発展を妨げる反社会的勢力及び団体に対しては決して関係は持たず、毅然たる態度で対応します。
- (2) 反社会的勢力及び団体に対する対応部署を人事総務室及び法務審査室とし、社内関係部署並びに所轄警察署や顧問弁護士等外部機関との協力関係の整備を図っています。

b．責任限定契約の内容

当社は、会社法第423条第1項に基づく任務懈怠の損害賠償責任について、会社法第427条第1項及び定款の規定により、非業務執行取締役（常勤の監査等委員である取締役は除く。）との間において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無かったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

c．役員賠償責任保険契約の概要

当社は、全ての取締役を被保険者として役員賠償責任保険を締結しております。故意又は重過失に起因する場合を除き、当該保険契約により被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

d．取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

e．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図ることを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

f．株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

ア．自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ．取締役の責任免除

当社は、その期待される役割及び機能が十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

ウ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年8月31日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
坂井 俊司	12回	12回
徳田 信幸	12回	12回
中島 徹	2回	2回
伊藤 潤	12回	12回
加藤 圭太	12回	11回
友松 達詞	12回	12回
川津 邦男	12回	12回
渡邊 光誠	12回	10回
川島 亜記	12回	12回

(注) 中島徹氏は、令和7年5月20日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、当事業年度においては、主に当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況のモニタリング及び各種社内規程の改訂にかかる審議を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員の一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	坂井俊司	昭和38年12月23日	昭和62年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成22年3月 同社東京本店メカトロ部長 平成26年4月 当社顧問 平成26年5月 当社取締役社長就任(現) 令和2年5月 岡谷鋼機㈱取締役就任	注3	7,900
取締役 営業部門担当	徳田信幸	昭和34年12月13日	昭和57年4月 当社入社 平成19年3月 当社西部営業部長 平成22年5月 当社取締役就任 平成24年9月 当社取締役営業本部長 令和7年5月 当社取締役営業部門担当(現)	注3	15,700
取締役 管理部門担当	伊藤潤	昭和34年2月19日	昭和56年4月 当社入社 平成19年3月 当社中部営業部副部長 平成26年3月 当社管理部長 平成30年5月 当社取締役就任 平成30年5月 当社取締役管理本部長 令和7年5月 当社取締役管理部門担当(現)	注3	11,200
取締役	原田啓介	昭和48年7月9日	平成15年4月 当社入社 平成26年9月 NAITO VIETNAM CO.,LTD. 社長 令和6年7月 当社営業推進部 部長 令和7年3月 当社管理本部長(現) 令和8年5月 当社取締役就任(現)	注3	1,000
取締役	籠裕史	昭和52年3月19日	平成12年10月 当社入社 平成30年3月 当社勝田支店長(現 勝田事務所) 令和3年3月 当社事業企画室長 令和5年3月 当社営業推進部長 令和7年3月 当社営業推進本部長(現) 令和8年5月 当社取締役就任(現)	注3	1,000
取締役	加藤圭太	昭和50年1月22日	平成9年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成24年3月 Siam Okaya Machine & Tool Co., Ltd.(現 SOMAT Co.,Ltd.)社長 令和3年3月 岡谷鋼機㈱名古屋メカトロ部長 令和4年11月 同社名古屋本店メカトロ本部長 兼 新事業推進部長(現) 令和5年5月 当社取締役就任(現)	注3	
取締役	友松達詞	昭和46年4月30日	平成6年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成26年5月 上海岡谷鋼機有限公司総経理 平成27年5月 岡谷コンサルタント㈱取締役社長 令和元年11月 岡谷鋼機㈱東京本店経理部長(現) 令和6年5月 当社取締役就任(現)	注3	
取締役 (監査等委員)	川津邦男	昭和38年4月17日	平成2年4月 当社入社 平成31年5月 人事総務部長 令和5年3月 当社管理部長 令和6年3月 当社経営企画室 部長 令和6年5月 当社取締役(監査等委員)就任(現)	注4	7,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	渡邊光誠	昭和32年5月4日	昭和59年4月 平成2年2月 平成28年3月 平成28年4月 平成28年5月 平成28年6月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁護士法人東京富士法律事務所 パートナー(現) フューチャー(株) 社外取締役 当社取締役(監査等委員)就任(現) 東亜建設工業(株) 社外取締役(現)	注4	
取締役 (監査等委員)	川島亜記	昭和56年1月29日	平成17年10月 平成30年1月 平成30年5月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 島田法律事務所 パートナー(現) 当社取締役(監査等委員)就任(現)	注4	
計						43,800

- (注) 1 取締役渡邊光誠氏及び川島亜記氏は、社外取締役であります。
- 2 所有株式数は、提出日現在(令和8年5月19日)の持株会による取得株式数の確認ができないため、令和8年2月28日現在の株式数を記載しております。
- 3 監査等委員以外の取締役の任期は、令和8年2月期に係る定時株主総会終結の時から令和9年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、令和8年2月期に係る定時株主総会終結の時から令和10年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 川津邦男氏 委員 渡邊光誠氏 委員 川島亜記氏
なお、川津邦男氏は、常勤の監査等委員であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は、監査等委員である取締役2名であります。

監査等委員である社外取締役 渡邊光誠氏は、過去に社外役員以外になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、他社社外役員の経験が豊富であり、弁護士としての専門的な知識・経験を有していることから、当社グループの監査・監督の立場に適任であると判断し、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役 川島亜記氏は、過去に社外役員以外になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、また、女性役員の登用による組織の活性化に資することから、当社グループの監査・監督の立場に適任であると判断し、社外取締役として選任しております。

当社と各社外取締役に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の選任に関して、その選任のため独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、出身分野で培った知識と経験をもって経営の監督にあたることを求めており、選任状況として各人が経営の監督に求められる実効性、専門性を有しており適切な監督が行われているものと考えております。独立性に関しましても、一般株主との利益相反の恐れはないものと考えております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会に出席し、監査等委員会において、常勤監査等委員が出席している経営会議等の重要会議の内容の報告を受け、常勤監査等委員を通じて内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人と必要に応じて適宜情報・意見交換を行い、監査・監督を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は3名（うち監査等委員である社外取締役2名）で構成されており、監査等委員である社外取締役2名は弁護士として法令等に対する深い知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	川津 邦男	14回	14回
監査等委員（社外）	渡邊 光誠	14回	12回
監査等委員（社外）	川島 亜記	14回	14回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の妥当性、事業報告及び附属明細書の適法性、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性です。取締役会及びその他の重要な会議へ出席し、業務執行状況の監査・監督を行っております。また、内部監査室と相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っております。会計監査人との連携については、常勤監査等委員が定期的な会合を持ち、意見交換、情報の聴取を行うとともに、適宜、必要な報告を求めるなど連携を密にして協力しております。

また、常勤監査等委員の活動としましては、上記活動の他に、経営会議への出席、内部監査室・会計監査人による監査の実施状況の確認及び意見交換を適宜行い、その情報を監査等委員会へ報告することで監査等委員会監査の実効性向上を図っております。

内部監査の状況

内部監査部門として社長直轄組織である内部監査室（専任担当者2名、令和8年5月19日現在）を設置しています。内部監査室は、業務部署から独立しており、監査等委員会とも緊密に連携して内部監査規程に基づく業務監査の実施及び監査結果の取締役社長への報告を行うとともに、監査報告会を開催しております。さらに、監査対象部署に対して改善勧告等の指導を行い、その後の改善状況の確認も行っております。

また、内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部統制の整備・運用状況の評価にあたっては、取締役社長だけでなく、取締役会及び監査等委員に直接報告する体制を構築しております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

19年間

c．業務を執行した公認会計士

楠元 宏
川口 真樹

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他29名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定にあたっては、会計監査人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、検討の結果、適任と判断しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21	-	24	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21	-	24	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査人員数や監査日程等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、合理的な額であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり定めております。なお、当該方針は、取締役会の決議により決定しております。

・取締役の個人別の報酬額（固定報酬・業績連動報酬等）又はその算定方法の決定方針

監査等委員以外の取締役の報酬は、毎月支給される月例報酬及び退職時に支給される役員退職慰労金により構成する。

月例報酬は、基本年俸・加算額の合計額を12等分して支給することとし、取締役会にて決定した役員報酬制度に基づき、毎年6月に、役位に応じて基本年俸を、役位別に、前年度の経常損益、経常利益改善額及びあらかじめ定めた取組課題の達成状況を勘案して加算額を、それぞれ決定する。基本年俸と加算額の割合は定めないが、加算額は最大で基本年俸の85～94%程度となる。

役員退職慰労金は、取締役会にて決定した役員退職慰労金規程に基づき、役位及び役位別在任年数に応じて決定し、株主総会決議後2か月以内に支給する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

監査等委員以外取締役の月例報酬については、取締役会から一任された取締役社長が、株主総会で決定された報酬等の限度内において上記方針に基づき決定する。

監査等委員である取締役の月例報酬については、株主総会で決定された報酬等の限度内において監査等委員である取締役の協議により決定する。

監査等委員以外取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議及び取締役会決議により決定する。

監査等委員である取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議及び監査等委員である取締役の協議により決定する。

・その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の業績が、実施計画に対して、大幅に達成（又は大幅に未達成）となった場合、その他特別に考慮すべき事態が起こった場合に、監査等委員以外取締役の報酬について、取締役社長が特別加算（減算）を決定し実施できるものとする。また、当社業績が著しく低迷した場合、もしくは社会的責任を問われる事態が発生した場合等には、取締役会において、当該事態に責任を有する監査等委員以外取締役の報酬を減額する措置をとることがある。

監査等委員以外取締役が、不正・違反行為等により解任された場合、もしくは退任後に会社に損害を与える恐れがある場合、役員退職慰労金を減額又は不支給とすることがある。

（取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項）

取締役の報酬等の額は、平成28年5月24日開催の第65期定時株主総会において、監査等委員以外取締役の報酬等については年額1億85百万円以内（同決議日時点の員数は7名）、監査等委員である取締役の報酬等については年額40百万円以内（同決議日時点の員数は3名）と決議されております。

（取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項）

当社においては、令和7年5月20日の取締役会の決議に基づき委任された取締役社長 坂井俊司が各監査等委員以外取締役の報酬等の額を決定しております。取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各監査等委員以外取締役の担当や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しているためです。委任された取締役社長は、報酬決定プロセスの公平性・客観性・透明性を確保するために、当該報酬案を監査等委員会に提示し、特に問題が無ければ決定しております。

取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるようにするための措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（業績連動報酬等に関する事項）

監査等委員以外取締役の報酬は、当社の業績と一定の連動性を持たせるために、主として本業の経営成績を示す前年度の経常損益及び経常利益改善額並びにあらかじめ定めた取組課題の達成状況を指標として、役位別に定められた基本年俸への加算額を定めて支給しております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、「第1企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりです。

（非金銭報酬等の内容）

該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	46	27	13	5	4
監査等委員 (社外取締役を除く。)	11	10	-	1	1
社外役員	7	7	-	-	2

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。なお、純投資目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な観点より取引先との円滑な取引関係の維持・発展を目的に保有しており、その保有の適否については当社との取引状況や配当金等を勘案して経営会議及び取締役会で経済合理性を適宜検証しております。なお、検証の結果、保有意義の乏しい銘柄については縮減する方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	10
非上場株式以外の株式	3	186

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	6	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)不二越	21,729	20,277	当社の仕入先として営業上の取引関係の維持・強化 取引先持株会を通じた株式の取得	有
	116	67		
TONE(株)	100,000	100,000	当社の仕入先として営業上の取引関係の維持・強化	有
	47	51		
ダイジェット工業(株)	17,823	16,119	当社の仕入先として営業上の取引関係の維持・強化 取引先持株会を通じた株式の取得	有
	21	11		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果については記載が困難であります。個別の保有株式について定期的に保有意義を検証しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和7年3月1日から令和8年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和7年3月1日から令和8年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入するなど、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113	82
受取手形及び売掛金	2 6,535	1, 2 5,733
電子記録債権	2,321	1 3,185
棚卸資産	3 4,874	3 5,093
その他	363	406
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,207	14,501
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	64	67
工具、器具及び備品（純額）	141	119
土地	40	40
その他（純額）	43	78
有形固定資産合計	4 288	4 305
無形固定資産		
ソフトウェア	570	467
その他	89	53
無形固定資産合計	659	520
投資その他の資産		
投資有価証券	5 284	5 366
退職給付に係る資産	86	222
繰延税金資産	145	88
差入保証金	1,534	1,564
その他	28	25
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	2,069	2,258
固定資産合計	3,018	3,084
資産合計	17,226	17,586

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,236	3,511
短期借入金	73	101
未払法人税等	162	96
賞与引当金	185	190
その他	2 500	2 406
流動負債合計	4,158	4,306
固定負債		
役員退職慰労引当金	57	42
退職給付に係る負債	0	0
資産除去債務	26	26
その他	71	71
固定負債合計	156	141
負債合計	4,315	4,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,291	2,291
資本剰余金	2,285	2,285
利益剰余金	8,292	8,357
自己株式	10	10
株主資本合計	12,858	12,923
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	37
為替換算調整勘定	50	70
退職給付に係る調整累計額	2	106
その他の包括利益累計額合計	52	214
純資産合計	12,911	13,138
負債純資産合計	17,226	17,586

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)		当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)	
売上高	1	43,555	1	43,518
売上原価	2	38,264	2	38,277
売上総利益		5,291		5,240
販売費及び一般管理費	3	4,827	3	4,836
営業利益		464		403
営業外収益				
受取利息		11		16
受取配当金		3		3
持分法による投資利益		18		19
その他		16		16
営業外収益合計		49		56
営業外費用				
支払利息		6		4
固定資産除却損		1		-
解約違約金		1		-
その他		1		1
営業外費用合計		10		6
経常利益		502		453
税金等調整前当期純利益		502		453
法人税、住民税及び事業税		214		175
法人税等調整額		25		5
法人税等合計		188		169
当期純利益		314		284
親会社株主に帰属する当期純利益		314		284

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
当期純利益	314	284
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	33
為替換算調整勘定	3	1
退職給付に係る調整額	8	108
持分法適用会社に対する持分相当額	5	18
その他の包括利益合計	10	162
包括利益	303	446
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	303	446

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,291	2,285	8,197	10	12,763
当期変動額					
剰余金の配当			219		219
親会社株主に帰属する当期純利益			314		314
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	95	-	95
当期末残高	2,291	2,285	8,292	10	12,858

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	8	48	6	62	12,826
当期変動額					
剰余金の配当					219
親会社株主に帰属する当期純利益					314
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	2	8	10	10
当期変動額合計	4	2	8	10	84
当期末残高	4	50	2	52	12,911

当連結会計年度(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,291	2,285	8,292	10	12,858
当期変動額					
剰余金の配当			219		219
親会社株主に帰属する当期純利益			284		284
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	65	-	65
当期末残高	2,291	2,285	8,357	10	12,923

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4	50	2	52	12,911
当期変動額					
剰余金の配当					219
親会社株主に帰属する当期純利益					284
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	20	108	162	162
当期変動額合計	33	20	108	162	227
当期末残高	37	70	106	214	13,138

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	502	453
減価償却費	350	364
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	0
賞与引当金の増減額(は減少)	32	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	15
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	18	20
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	14	20
支払利息	6	4
持分法による投資損益(は益)	18	19
売上債権の増減額(は増加)	345	61
棚卸資産の増減額(は増加)	58	219
仕入債務の増減額(は減少)	200	274
未収入金の増減額(は増加)	53	22
その他	159	77
小計	1,178	686
利息及び配当金の受取額	21	20
利息の支払額	6	4
法人税等の支払額	35	239
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,158	462
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	12
有形固定資産の取得による支出	78	56
投資有価証券の取得による支出	6	6
無形固定資産の取得による支出	76	241
その他	3	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	158	290
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	803	28
配当金の支払額	219	219
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,022	190
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24	18
現金及び現金同等物の期首残高	125	101
現金及び現金同等物の期末残高	101	82

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 NAITO VIETNAM CO.,LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 SOMAT Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用しない関連会社

会社等の名称 藤中工具(上海)有限公司

持分法を適用しない理由

藤中工具(上海)有限公司は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のNAITO VIETNAM CO.,LTD.の決算日は12月31日であり連結決算日と異なりますが、連結財務諸表の作成に際しては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

ア.商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ.貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～20年
構築物	10～15年
機械及び装置	12～17年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～20年

無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、切削工具・計測、産業機器及び工作機械等の販売を主な事業としております。当該商品の販売については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業が必要な工作機械等については、顧客に検収された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
棚卸資産	4,874	5,093

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、棚卸資産は取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。ただし、一定の期間が経過し正常営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。しかし、市況や商品ライフサイクルの変化等に伴い、帳簿価額を切り下げる棚卸資産が増加した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号令和4年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

令和11年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
受取手形	- 百万円	37百万円
電子記録債権	- 百万円	213百万円

2 「受取手形及び売掛金」のうち顧客との契約から生じた債権及び流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
商品	4,869百万円	5,090百万円
貯蔵品	4百万円	3百万円

4 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	484百万円	468百万円

5 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
投資有価証券(株式)	144百万円	170百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額(は戻入額)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
売上原価	1百万円	0百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
給料手当及び賞与	1,545百万円	1,539百万円
退職給付費用	123百万円	122百万円
賞与引当金繰入額	187百万円	192百万円
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円	7百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	0百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	5百万円	49百万円
法人税等及び税効果調整前	5百万円	49百万円
法人税等及び税効果額	1百万円	15百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円	33百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	3百万円	1百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	6百万円	159百万円
組替調整額	5百万円	2百万円
法人税等及び税効果調整前	11百万円	156百万円
法人税等及び税効果額	3百万円	47百万円
退職給付に係る調整額	8百万円	108百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	5百万円	18百万円
その他の包括利益合計	10百万円	162百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	54,789,510	-	-	54,789,510
合計	54,789,510	-	-	54,789,510

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	28,280	-	-	28,280
合計	28,280	-	-	28,280

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年5月21日 定時株主総会	普通株式	219	4.00	令和6年2月29日	令和6年5月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年5月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219	4.00	令和7年2月28日	令和7年5月21日

当連結会計年度（自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	54,789,510	-	-	54,789,510
合計	54,789,510	-	-	54,789,510

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	28,280	-	-	28,280
合計	28,280	-	-	28,280

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年5月20日 定時株主総会	普通株式	219	4.00	令和7年2月28日	令和7年5月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和8年5月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219	4.00	令和8年2月28日	令和8年5月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
現金及び預金勘定	113百万円	82百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	12百万円	-百万円
現金及び現金同等物	101百万円	82百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
1年内	25	25
1年超	37	31
合計	62	57

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については銀行借入により調達しております。また、デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引については行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、仕入先に対する営業保証金及び建物等の賃貸借契約における敷金等であり、仕入先及び賃借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。この金利は変動金利であるため、金利変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、販売管理規程に従い、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については取引先ごとに残高管理を行っており、各営業部門及び法務審査室が定期的にモニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、営業企画部及び人事総務室にて定期的にモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行先の財務状況の把握に努めております。外貨建ての債権・債務については為替予約によるヘッジを行い、為替リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和7年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券			
其他有価証券	129	129	-
(2)差入保証金	1,534	1,483	50
(3)デリバティブ取引(*3)	0	0	-

(*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
投資有価証券 其他有価証券	154

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（令和8年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券			
其他有価証券	186	186	-
(2)差入保証金	1,564	1,475	89
(3)デリバティブ取引(*3)	0	0	-

(*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
投資有価証券 其他有価証券	180

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和7年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	113	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,535	-	-	-
電子記録債権	2,321	-	-	-
合計	8,970	-	-	-

(注) 差入保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上表には含めておりません。

当連結会計年度(令和8年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	82	-	-	-
受取手形及び売掛金	5,733	-	-	-
電子記録債権	3,185	-	-	-
合計	9,002	-	-	-

(注) 差入保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上表には含めておりません。

(注2) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和7年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	73	-	-	-	-	-
合計	73	-	-	-	-	-

当連結会計年度(令和8年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	101	-	-	-	-	-
合計	101	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(令和7年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	129	-	-	129
デリバティブ取引	-	0	-	0
資産計	129	0	-	129
デリバティブ取引	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

当連結会計年度(令和8年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	186	-	-	186
デリバティブ取引	-	-	-	-
資産計	186	-	-	186
デリバティブ取引	-	0	-	0
負債計	-	0	-	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(令和7年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,483	-	1,483
資産計	-	1,483	-	1,483
負債計	-	-	-	-

当連結会計年度(令和8年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,475	-	1,475
資産計	-	1,475	-	1,475
負債計	-	-	-	-

投資有価証券(その他有価証券)

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュフローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(令和7年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	51	27	23
	小計	51	27	23
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	78	96	18
	小計	78	96	18
合計		129	123	5

当連結会計年度(令和8年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	164	107	57
	小計	164	107	57
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21	23	1
	小計	21	23	1
合計		186	130	55

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度を採用しております。また、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,082	1,030
勤務費用	76	74
利息費用	6	5
数理計算上の差異の発生額	1	114
退職給付の支払額	135	45
退職給付債務の期末残高	1,030	951

(注)簡便法を適用した制度を含みます。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
年金資産の期首残高	1,198	1,116
期待運用収益	5	5
数理計算上の差異の発生額	4	45
事業主からの拠出額	52	51
退職給付の支払額	135	45
年金資産の期末残高	1,116	1,173

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	1,030	951
年金資産	1,116	1,173
	86	222
非積立型制度の退職給付債務	0	0
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85	221
退職給付に係る負債	0	0
退職給付に係る資産	86	222
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85	221

(注)簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
勤務費用	76	74
利息費用	6	5
期待運用収益	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	5	2
確定給付制度に係る退職給付費用	70	71

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
数理計算上の差異	11	156
合計	11	156

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
未認識数理計算上の差異	3	152
合計	3	152

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
債券	30%	26%
株式	36%	34%
一般勘定	11%	26%
その他	23%	14%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
割引率	0.5%	1.9%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度53百万円、当連結会計年度51百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
繰延税金資産		
棚卸資産	67百万円	67百万円
賞与引当金	56百万円	58百万円
役員退職慰労引当金	17百万円	13百万円
その他	78百万円	82百万円
繰延税金資産小計	220百万円	221百万円
評価性引当額	22百万円	17百万円
繰延税金資産合計	198百万円	203百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1百万円	17百万円
退職給付に係る資産	26百万円	68百万円
その他	24百万円	28百万円
繰延税金負債合計	52百万円	114百万円
繰延税金資産の純額	145百万円	88百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.1%	1.5%
住民税均等割	6.0%	6.6%
受取配当等の益金不算入額	0.9%	0.8%
持分法投資損益	1.1%	1.3%
評価性引当額	0.5%	1.0%
その他	2.3%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%	37.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和9年3月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(令和7年2月28日)及び当連結会計年度末(令和8年2月28日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。なお、不動産賃貸借契約に基づく資産除去債務の一部に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金・保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上し、同額の敷金・保証金を減額する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年~15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用し、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
期首残高	26百万円	26百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
期末残高	26百万円	26百万円

また、資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を用いているものに関する総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
期首残高	19百万円	19百万円
期末残高	19百万円	19百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売及びこれら付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
切削工具	21,552	22,311
計測	3,994	3,926
産業機器・工作機械等	18,008	17,280
顧客との契約から生じる収益	43,555	43,518
外部顧客への売上高	43,555	43,518

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度（自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	1,655
売掛金	5,397
電子記録債権	2,151
期首残高 合計	9,204
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	1,037
売掛金	5,498
電子記録債権	2,321
期末残高 合計	8,857
契約負債（期首残高）	21
契約負債（期末残高）	32

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に計上しています。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は21百万円であり
ます。
3. 契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取
り崩されます。
4. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありませ
ん。
5. 当連結会計年度において、契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の
便法を適用し、残存履行业務に関する情報は開示しておりません。

当連結会計年度（自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	1,037
売掛金	5,498
電子記録債権	2,321
期首残高 合計	8,857
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	108
売掛金	5,625
電子記録債権	3,185
期末残高 合計	8,919
契約負債（期首残高）	32
契約負債（期末残高）	30

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に計上しています。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32百万円であり

ます。

3. 契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
4. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。
5. 当連結会計年度において、契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行業務に関する情報は開示しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売及びこれら付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売及びこれら付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

連結損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売及びこれら付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

連結損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前連結会計年度（自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	岡谷鋼機株式会社	愛知県名古屋市中区	9,128	鉄鋼・機械、情報・電機、産業資材、生活産業の売買・製造等	(被所有) 直接 45.65 間接 -	役員兼任有、物流センターの賃借、商品の売買	商品の売上	113	受取手形及び売掛金	9
							商品の仕入	101	支払手形及び買掛金	5
							家賃の支払	52	前払費用	5
							その他の営業費用	4		
							その他の営業外収益	2		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
家賃については、近隣相場等を勘案し、協議の上で決定しております。
親会社に対する資金の賃借については、市場金利を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	岡谷鋼機株式会社	愛知県名古屋市中区	9,128	鉄鋼・機械、情報・電機、産業資材、生活産業の売買・製造等	(被所有) 直接 45.65 間接 -	役員兼任有、物流センターの賃借、商品の売買	商品の売上	102	受取手形及び売掛金	7
							商品の仕入	116	支払手形及び買掛金	9
							家賃の支払	52	前払費用	0
							その他の営業費用	5		
							その他の営業外収益	0		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
家賃については、近隣相場等を勘案し、協議の上で決定しております。
親会社に対する資金の賃借については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日）
重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日）
重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)
重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
重要性がないため、記載を省略しております。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

岡谷鋼機株式会社 (名古屋証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1株当たり純資産額	235円77銭	239円93銭
1株当たり当期純利益	5円74銭	5円19銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当連結会計年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	314	284
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	314	284
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,761	54,761

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	73	101	0.90	

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	26	0	-	26

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	21,705	43,518
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	229	453
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	150	284
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	2.74	5.19

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93	71
受取手形	1,037	1 108
電子記録債権	2,321	1 3,185
売掛金	2 5,486	2 5,622
棚卸資産	3 4,864	3 5,066
その他	2 338	2 367
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,140	14,421
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	64	67
工具、器具及び備品	140	119
土地	40	40
その他	40	77
有形固定資産合計	286	303
無形固定資産		
ソフトウェア	570	467
その他	89	53
無形固定資産合計	659	520
投資その他の資産		
投資有価証券	140	196
関係会社株式	81	81
出資金	16	16
前払年金費用	89	69
繰延税金資産	146	136
差入保証金	1,532	1,564
破産更生債権等	4	4
その他	7	4
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	2,009	2,064
固定資産合計	2,955	2,889
資産合計	17,096	17,310

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 3,225	2 3,491
短期借入金	73	100
未払金	2 282	2 244
未払法人税等	162	96
賞与引当金	185	190
その他	215	144
流動負債合計	4,144	4,266
固定負債		
役員退職慰労引当金	57	42
資産除去債務	26	26
その他	71	71
固定負債合計	155	140
負債合計	4,299	4,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,291	2,291
資本剰余金		
資本準備金	2,285	2,285
資本剰余金合計	2,285	2,285
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	4,000	4,000
繰越利益剰余金	4,226	4,298
利益剰余金合計	8,226	8,298
自己株式	10	10
株主資本合計	12,792	12,864
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	37
評価・換算差額等合計	4	37
純資産合計	12,796	12,902
負債純資産合計	17,096	17,310

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 2 月 28 日)		当事業年度 (自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)	
売上高	1	43,409	1	43,357
売上原価	1	38,171	1	38,169
売上総利益		5,238		5,188
販売費及び一般管理費	1, 2	4,752	1, 2	4,769
営業利益		485		418
営業外収益				
受取利息		10		16
受取配当金	1	20	1	15
為替差益		3		5
その他	1	11	1	11
営業外収益合計		45		47
営業外費用				
支払利息		6		4
固定資産除却損		1		-
解約違約金		1		-
その他		0		1
営業外費用合計		10		6
経常利益		521		460
税引前当期純利益		521		460
法人税、住民税及び事業税		214		175
法人税等調整額		25		5
法人税等合計		188		169
当期純利益		332		291

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,291	2,285	2,285	4,000	4,113	8,113
当期変動額						
剰余金の配当					219	219
当期純利益					332	332
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	113	113
当期末残高	2,291	2,285	2,285	4,000	4,226	8,226

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	10	12,679	8	8	12,687
当期変動額					
剰余金の配当		219			219
当期純利益		332			332
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			4	4	4
当期変動額合計	-	113	4	4	108
当期末残高	10	12,792	4	4	12,796

当事業年度(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,291	2,285	2,285	4,000	4,226	8,226
当期変動額						
剰余金の配当					219	219
当期純利益					291	291
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	72	72
当期末残高	2,291	2,285	2,285	4,000	4,298	8,298

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	10	12,792	4	4	12,796
当期変動額					
剰余金の配当		219			219
当期純利益		291			291
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			33	33	33
当期変動額合計	-	72	33	33	106
当期末残高	10	12,864	37	37	12,902

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～20年

構築物 10～15年

機械及び装置 12～17年

車両及び運搬具 4年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末においては前払年金費用計上のため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上していません。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、切削工具・計測、産業機器及び工作機械等の販売を主な事業としております。当該商品の販売については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業が必要な工作機械等については、顧客に検収された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
棚卸資産	4,864	5,066

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当連結会計年度 (令和8年2月28日)
受取手形	-百万円	37百万円
電子記録債権	-百万円	213百万円

2 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
短期金銭債権	64百万円	117百万円
短期金銭債務	5百万円	9百万円

3 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
商品	4,860百万円	5,062百万円
貯蔵品	4百万円	3百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高の総額

	前事業年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当事業年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	517百万円	699百万円
仕入高	101百万円	116百万円
販売費及び一般管理費	62百万円	62百万円
営業取引以外の取引による取引高	20百万円	13百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	当事業年度 (自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
給料手当及び賞与	1,511百万円	1,507百万円
退職給付費用	123百万円	122百万円
減価償却費	349百万円	363百万円
賞与引当金繰入額	185百万円	190百万円
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円	7百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	0百万円
おおよその割合		
販売費	70.7%	70.5%
一般管理費	29.3%	29.5%

(有価証券関係)

前事業年度(令和7年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	41
関連会社株式	40

当事業年度(令和8年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	41
関連会社株式	40

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
繰延税金資産		
棚卸資産	67百万円	67百万円
賞与引当金	56百万円	58百万円
役員退職慰労引当金	17百万円	13百万円
その他	78百万円	82百万円
繰延税金資産小計	220百万円	221百万円
評価性引当額	22百万円	17百万円
繰延税金資産合計	198百万円	203百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1百万円	17百万円
前払年金費用	27百万円	21百万円
その他	22百万円	27百万円
繰延税金負債合計	51百万円	66百万円
繰延税金資産の純額	146百万円	136百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当事業年度 (令和8年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.1%	1.4%
住民税均等割	5.8%	6.5%
受取配当等の益金不算入額	1.0%	0.8%
評価性引当額	0.4%	1.0%
その他	0.2%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	36.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和9年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	199	14	0	10	212	145
	建物	197	14	0	10	210	144
	構築物	1	-	-	0	1	0
	工具、器具及び備品	448	16	72	38	393	273
	土地	40	-	-	-	40	-
	その他	81	46	3	7	125	48
	機械及び装置	78	1	-	7	80	45
	車両及び運搬具	3	-	-	0	3	2
	建設仮勘定	-	45	3	-	42	-
	計	769	77	75	56	771	467
無形固定資産	ソフトウェア	2,102	204	12	307	2,294	1,827
	その他	89	179	215	-	53	-
	計	2,191	383	227	307	2,348	1,827

(注) 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	10	0	0	-	10
賞与引当金	185	190	185	-	190
役員退職慰労引 当金	57	7	22	-	42

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.naito.net/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第74期(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日) 令和7年5月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和7年5月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第75期中(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日) 令和7年10月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づ
く臨時報告書

令和7年5月23日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年5月19日

株式会社NaITO
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 真 樹

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NaITOの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NaITO及び連結子会社の令和8年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社NaITO（以下「会社」という。）の令和8年2月28日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている棚卸資産は5,093百万円であり、総資産の29%を占めている。</p> <p>（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法に記載されているとおり、会社は棚卸資産について、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。また、（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、棚卸資産は取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価される。ただし、会社は一定の期間が経過し正常営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用している。</p> <p>会社は、顧客の多様な商品ニーズに対する即納体制の確立のために、特に切削工具について多品種の商品を在庫として保有しており、市況の変化により過剰在庫を抱える可能性がある。このため会社は過去の販売実績及び廃棄実績等に基づいて正常営業循環過程及び帳簿価額切下げの方法を決定しているが、棚卸資産が正常営業循環過程にあるかどうかの判断及び規則的な帳簿価額切下げの範囲は、市況及び商品ライフサイクルの変化等の経営者がコントロール不能な要因並びに経営者の将来の販売可能性の判断に左右され、不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸資産の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 評価には、滞留期間算定の基礎となる入出庫記録の正確性及び網羅性に係る情報処理統制並びに関連するITシステムの全般統制の整備及び運用状況の有効性の評価を含んでいる。</p> <p>(2) 棚卸資産の評価の合理性の検討 規則的な帳簿価額切下げの対象となる滞留棚卸資産の範囲及び帳簿価額切下げの方法を決定する際に経営者が採用した基礎データの正確性及び仮定の適切性を評価するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が滞留棚卸資産の識別に利用した滞留期間別棚卸資産内訳表から品番別棚卸資産データをサンプル抽出し、入庫記録と照合した。 ・ 滞留期間別棚卸資産残高に関し、その後の販売実績、仕入先への返品又は廃棄実績を確認することにより、滞留期間に応じた販売可能性に関する経営者の仮定の適切性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社NaITOの令和8年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社NaITOが令和8年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和8年5月19日

株式会社NaITO
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 真 樹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NaITOの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NaITOの令和8年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社NaIT O（以下「会社」という。）の令和8年2月28日に終了する事業年度の貸借対照表に計上されている棚卸資産は5,066百万円であり、総資産の29%を占めている。</p> <p>（重要な会計方針）1 資産の評価基準及び評価方法 （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法に記載されているとおり、会社は棚卸資産について、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。また、（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、棚卸資産は取得原価と事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価される。ただし、会社は一定の期間が経過し正常営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用している。</p> <p>会社は、顧客の多様な商品ニーズに対する即納体制の確立のために、特に切削工具について多品種の商品を在庫として保有しており、市況の変化により過剰在庫を抱える可能性がある。このため会社は過去の販売実績及び廃棄実績等に基づいて正常営業循環過程及び帳簿価額切下げの方法を決定しているが、棚卸資産が正常営業循環過程にあるかどうかの判断及び規則的な帳簿価額切下げの範囲は、市況及び商品ライフサイクルの変化等の経営者がコントロール不能な要因並びに経営者の将来の販売可能性の判断に左右され、不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「棚卸資産の評価の合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。